

全建労発第 43 号

令和 7 年 12 月 4 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則

[公 印 省 略]

一般社団法人日本電設工業協会及び一般社団法人日本空調衛生工事業協会

からの協力要請について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、一般社団法人日本電設工業協会及び一般社団法人日本空調衛生工事業協会の 2 団体の会長が 12 月 3 日に本会に来訪し、別紙「働き方改革の推進等に関するお願い」のとおり、「適正な工期の確保及び工程の遵守」、「長時間労働の是正」並びに「対等な契約関係の構築」についての協力要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 山崎（直）、浜崎

令和7年12月3日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則 様

一般社団法人 日本電設工業協会
会長 文挾 誠一



一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会長 藤澤 一郎



働き方改革の推進等に関するお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より私ども設備工事業界に対し、格別のご指導とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月からの時間外労働の上限規制の適用に当たっては、貴協会におかれまして強力に取り組みを推進していただいたおかげもあり、4週8閉所の施工現場が増加傾向にありますこと、深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、人口減少が進む中、将来の担い手を確保・育成するため、両協会では、長時間労働の是正や休日の確保など、働き方改革のさらなる推進に取り組んでいるところであります。この一環として、今年度より貴協会が展開されている「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動に、構成団体として加えていただきましたが、後工程を担う設備工事の特性上、建築会社のご協力が不可欠でございます。つきましては、昨年度に引き続き、下記の事項につきましてご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、建設技能労働者の処遇改善を図るためには、サプライチェーン全体における適切な価格転嫁の実現や、支払い条件の適正化が必要不可欠でございます。特に民間建築工事においては、設備工事会社が建築会社の協力会社として施工を行うことが多く、こうした取組においても建築会社のご協力が重要となっております。

以上の趣旨をご理解賜り、下記内容について貴協会加盟企業にご周知をお願い申し上げます。

記

1 適正な工期の確保及び工程の遵守

- (1) 工事請負契約の締結に当たっては、4週8閉所の実施が可能な工期の設定と資機材の調達に要する期間、総合試運転調整の期間、熱中症対策等を考慮した適正な工期を確保願います。特に、新築工事については、土日一斉閉所の完全実施が可能な工期の確保、工程管理をお願いします。
- (2) 総合工程表に建物躯体の完成時期、概成工期、受電日、総合試運転調整の期間を明記し、工程の遵守をお願いします。また、工程に遅れが生じた場合には、工期の延長、契約金額の変更等、適切な対応をお願いします。
- (3) 躯体工事の遅れを、設備工事、仕上げ工事等の後工程で補おうとする風潮が多職種の作業員の輻輳を招いています。特に、受電日前の内装工程の遅れが、設備工事会社への負担過多につながっている状況です。こうした事態を回避するためにも躯体工事及び仕上げ工事の厳正な工程管理をお願いします。
- (4) 資機材の搬入と揚重において、時間外の作業とならないよう、建築、設備それぞれの物量に応じた割り当ての実施と搬入時期の調整管理をお願いします。

2 長時間労働の是正

- (1) 業務の輻輳を回避するためにも、施主への働きかけの実施により施主要望を反映した設計仕様の早期決定及び各種決め事のスケジュール遵守、ならびに早期の承認をお願いします。
- (2) 「翌日」又は「金曜日に月曜日」を期限とする業務依頼を行わない、各種会議、打ち合わせを就業時間内で実施するなど、ウィークリースタンスを民間工事においても適用拡大し、更なる徹底をお願いします。

3 対等な契約関係の構築

- (1) 施主等への協力要請を含め、注文者による定期的な協議の実施等「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守とともに、契約後に資材価格等が上昇した場合に誠実な協議の実施をお願いします。
- (2) 下請代金の支払において、注文者から出来高払い又は竣工払を受けた場合、できる限り早期に下請負人へ支払うとともに、労務費相当分を現金払とするよう配慮するなど、サプライチェーン全体での支払条件や支払い手段の改善に努めることが求められています（「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）」（国不建第28号 令和7年6月3日））。

取引適正化遵守のため、出来高の早期認定及び支払いをお願いします。

4 適切な労働環境の確保

働き方改革の一環として、現場事務所、作業員詰所のスペース確保に取り組んでいます。内装工事の繁忙時には作業員の休憩所の確保が厳しくなる傾向にありますが、労働環境改善のために工期全体を通してスペースの確保にご配慮願います。

(以上)